



平成 19 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック
 代表者名 代表取締役社長 野田 泰弘
 (コード番号 1946 東証・名証第1部)
 問い合わせ先 代表取締役 専務取締役
 経営企画室長 宮原 義尚
 (TEL 052-219-1915)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 31 日開催の取締役会において、中部電力株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は株式会社東京証券取引所市場第 1 部及び株式会社名古屋証券取引所市場第 1 部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株数に上限を設定しているため、本公開買付け後も、引き続き上場を維持する予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	中部電力株式会社
(2) 事 業 内 容	電気事業 他
(3) 設 立 年 月 日	昭和 26 年 5 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	名古屋市東区東新町 1 番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 敏雄
(6) 資 本 金	430,777,362,600 円 （平成 18 年 9 月 30 日現在）
(7) 大株主及び持株比率	(平成 18 年 9 月 30 日現在) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6.11% 明治安田生命保険相互会社 5.45% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.91% 日本生命保険相互会社 4.40% 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.44%

(8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	公開買付者は当社の発行済株式総数の 25.15%を所有する筆頭株主であり、当社は公開買付者の発行済株式総数の 0.02%を所有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 11 名のうち 6 名が公開買付者出身者であります。また、当社の常勤監査役 2 名のうち 1 名が公開買付者出身者であり、社外監査役 2 名のうち 1 名は公開買付者の常勤監査役を兼任しております。
	取 引 関 係	公開買付者は当社に対して、配電設備新增設、修繕工事及び電力施設関連工事を発注しております(当社の売上高の約 40%を占めております。)
	関連当事者への該当状況	当社は公開買付者の持分法適用関連会社であります。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 19 年 1 月 31 日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式の公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由

公開買付者は、当社の発行済株式総数の 25.15%を保有する筆頭株主であり、電気事業等を営む株式会社です(当社は、公開買付者の持分法適用関連会社です。)。公開買付者は、当社の発行済株式総数の過半数を取得し、当社を連結子会社とすることを目的として、当社株式 24,020,000 株を上限として、本公開買付けを実施いたします。

当社は、昭和 19 年に、中部地方に所在した有力な電気工事業者 23 社が合併して設立されて以降、当社の主な事業である設備工事に関して公開買付者から配電線工事及び電力関連工事を受注・施工するなどして、当社の重要なパートナーとして公開買付者と良好な関係を構築してまいりました。

当社が事業展開する建設業界におきましては、わが国経済の景気回復が続く中、民間設備投資の拡大から製造業等の建設投資は増加しているものの、国・地方の財政状態を反映して官公庁工事が減少傾向であり、加えて電力自由化拡大を背景に電力会社の設備投資抑制と一般民間工事における熾烈な低価格競争が続く厳しい経営環境にあります。

このような経営環境のもと、当社は、中期経営計画(平成 18 年～平成 20 年)を策定し、「持続的な成長戦略の推進」を掲げ、お客さま第一に徹し、総合設備企業として幅広いお客さまのニーズに応え、お客さまに信頼され、選ばれる企業を目指して、「収益向上を目指した受注戦略の推進」、「経営効率の向上」、「経営管理体制の整備」及び「企業風土の改革」のための諸施策を実施し、もって当社の競争力を維持・強化して企業価値の向上に努めているところであります。具体的には、コア事業の受注強化・元請工事の拡大、コスト競争力の強化、エネルギーソリューション事業の強化等の諸施策を進めておりますが、とりわけ、公開買付者のソリューション営業との協働による新たなお客さまの開拓や中部電力グループの価格競争力を高める

ための戦略的なコストダウンの推進など公開買付者との連携によるものが重要な施策となっております。したがって、公開買付者との連携をより一層強固にすることにより、経営資源の相互補完を通じてグループ全体として効率的な事業体制の構築と経営の効率化を図り、また、事業戦略の共有化を通じてグループ一体となってソリューションサービスを提供する体制をさらに充実することなどが、中期経営計画の諸施策の効果的な推進につながると考えております。以上の理由から、当社取締役会は、本公開買付けにより公開買付者との資本関係を強化し、公開買付者との連携をより一層強固にすることにより、事業戦略の共有化及び経営資源の相互補完を通じて、当社の中期経営計画の諸施策をより効果的に実施することができ、もって当社の企業価値を向上することになると考えるため、本公開買付けに賛同いたします。

当社は、効率的な事業体制の構築等の一環として、本年10月、公開買付者の連結子会社である株式会社シーテック（以下「シーテック」といいます。）との間で事業再編を行うことを予定しております。具体的には、当社は、当社の変電・送電・工務地中線に係る事業を吸収分割によりシーテックに承継させ、シーテックの配電地中線に係る事業を吸収分割によりシーテックから承継することを予定しております。当社は、当該事業再編により、公開買付者の関係部門とより協調・連携することとなり、もって公開買付者と効率的な事業運営体制を確立し、経営の効率化等を図ります。当該事業再編は、以上のような目的により実施されるものであるため、本公開買付けの結果に係わらず実施する予定です。（事業再編につきましては、本日付けで、別途公表しております。）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定しており、本公開買付け後も、引き続き、株式会社東京証券取引所市場第1部及び株式会社名古屋証券取引所市場第1部への上場は維持する予定です。

（3）本件公開買付けに関する意見の根拠

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、第三者算定機関である監査法人トーマツから当社株式の価値の算定に関する株式価値算定報告書を取得するなど、当社取締役会が公正かつ合理的な判断を行うために必要な情報収集に努めてまいりました。

また、当社取締役会は、本公開買付けに係る意見を決定する当社取締役会の意思決定過程の公正性について万全を期す観点から、あらかじめ公開買付者出身者でない社外監査役（公認会計士）に本公開買付けに関する意見を諮問いたしました。かかる社外監査役は、第三者算定機関である監査法人トーマツから上記株式価値算定報告書の内容に関する説明を受け、また、外部の弁護士の意見を徴するなどしたうえで、本公開買付けは当社の企業価値及び株主の利益の観点から妥当なものである旨の意見を当社取締役会に提出しました。

当社取締役会は、平成19年1月31日開催の当社取締役会において、上記の情報収集により取得した情報に基づき、上記株式価値算定報告書の内容も参考とし、また、上記社外監査役の意見を踏まえて、当社の企業価値及び株主の利益の観点から本公開買付けにつき慎重に協議を行った結果、当社取締役11名全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

なお、当該取締役会には、上記社外監査役を含むすべての監査役が出席し、いずれの監査役も、当社が本公開買付けに賛同することについて賛成する旨の意見を述べております。また、当社取締役会は、公開買付者が本公開買付けに関して助言を受けた弁護士とは異なる外部の弁護士から助言を受けたうえで、その内容も参考にして、上記決議を行っております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以 上

※ 参考資料：「株式会社トーエネック株式に対する公開買付けの開始等に関するお知らせ」
(中部電力株式会社適時開示書類)

平成 19 年 1 月 31 日

各 位

会社名 中部電力株式会社
代表者名 代表取締役社長 三田 敏雄
(コード番号 9502 東証・名証・大証第1部)
問合せ先 関連事業部 課長 毛利 英生
(TEL: 052-951-8211)

株式会社トーエネック株式に対する公開買付けの開始等に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 31 日開催の取締役会において、株式会社トーエネック（コード番号 1946 東証第1部・名証第1部、以下「対象者」または「トーエネック」といいます。）の普通株式を、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

また、中部電力グループの経営基盤を強化する観点から、対象者と当社の連結子会社である株式会社シーテック（以下「シーテック」といいます。）の二社間の会社分割を行う決議をいたしましたので、本公開買付けと併せ、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、現在、発行済株式総数の25.15%を保有し持分法適用関連会社としている対象者について、その発行済株式総数の過半数を取得し、連結子会社とすることを目的に、対象者の普通株式24,020,000株を上限として、公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けについては、平成19年1月31日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

対象者は、これまで、当社の配電線工事を実施するなど電気事業を営む当社の重要なパートナーとして、当社と良好な関係を構築してまいりました。

中部電力グループが、引き続き、安価で高品質な電力をお客さまに安定的に提供していくためには、コストダウンをはじめとする経営効率化の徹底が不可欠であることから、対象者との関係を更に強化し、協調して効率的な事業体制を構築していく必要があります。

加えて、今後、中部電力グループが、中部地域を基盤とする「総合エネルギーサービス企業グループ」として持続的に成長していくためには、お客さまにご満足いただける販売活動を展開していく必要があります。このためには、コスト削減、電力の高品質化、環境対策、エネルギー設備管理などお客さまのエネルギーに関する様々なニーズに、トータルにお応えするソリューション（＝問題解決）サービスをグループ会社と一体となって提供していく体制を更に充実させていく必要があります。

対象者は、一般の電気工事や空調管工事において、高い技術力を有しており、当社との連携を一層深めることで、お客さまのご要望にお応えする最適なソリューションサービスを提供することが可能となります。

これらの認識に立ち、グループ事業体制の強化によるグループ全体の企業価値向上の観点から、対象者を「総合エネルギーサービス企業グループ」における重要なパートナーとして明確化するとともに、将来にわたって戦略を共有し事業展開を行うことを目的として、対象者の株式を公開買付けによって取得し、対象者を連結子会社とすることといたしました。

他方、対象者も、「中期経営計画（平成 18～20 年度）」において、当社と協調して実施するソリューションサービスを、収益向上を目指した受注戦略の中心に据えており、今回の資本関係の強化は、双方にとってメリットが高いものと考えております。

本公開買付けにおける買付価格 650 円は、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例を踏まえ、フィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社より提出された「株式価値評価書」を参考に、検討を進めるとともに、本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成 19 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 19 年 1 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第 1 部における終値の単純平均値 497 円(小数点以下四捨五入)に対して約 30.78% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムを加えた金額であり、平成 19 年 1 月 30 日の株式会社東京証券取引所市場第 1 部における終値 500 円に対して 30.00%のプレミアムを加えた価格であります。

対象者は、株式会社東京証券取引所市場第 1 部及び株式会社名古屋証券取引所市場第 1 部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しており、本公開買付け後も、引き続き、上場は維持される方針であります。

また、中部電力グループでは、経営資源の集中によるグループ全体の総合力向上を図るとともに、当社とグループ会社が一層協調した効率的な事業体制の構築を進めることを目的として、グループ会社の再編を推進してまいりました。

その一環として、対象者と当社の連結子会社であるシーテックは、平成 19 年 10 月 1 日を目途として、会社分割による事業再編（以下「本事業再編」といいます。）を行うことについて基本的に合意し、平成 19 年 1 月 31 日に、当社を立会人として本事業再編に関する覚書を締結いたしました。

本事業再編では、対象者の変電・送電・工務地中線に関する事業をシーテックに、シーテックの配電地中線に関する事業を対象者に、それぞれ会社分割により移管することを企図しております。これを通じ、中部電力グループ内においては、配電工事は対象者に、変電・送電・工務地中線工事はシーテックに一元化することで、当社各部門と両社が、より協調・連携した事業運営体制を確立し、電力の安定供給の全うと効率化のさらなる向上に努めてまいります。

なお、本事業再編に際して対象者の株主は、法令の手續に従い、対象者に対し株式買取請求をすることができます。この場合の買取価格については、本公開買付けにおける買付価格と異なることがあります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社トーエネック	
② 事 業 内 容	電気設備工事, 空調・衛生・水道・消防施設工事, その他これらに関連する事業	
③ 設 立 年 月 日	昭和 19 年 10 月 1 日	
④ 本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中区栄一丁目 20 番 31 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野田 泰弘	
⑥ 資 本 金	7,680,785,924 円	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 18 年 9 月 30 日現在)	中部電力株式会社 25.15% トーエネック従業員持株会 8.42% 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.87% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.19% 日本生命保険相互会社 1.94% トーエネック共栄会 1.92% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.79% 株式会社三井住友銀行 1.39% 第一生命保険相互会社 1.38% シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店) 1.29%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数の 25.15%を所有しており, 対象者は当社の発行済株式総数の 0.02%を所有しております。
	人 的 関 係	対象者の取締役 11 名中 6 名は当社関係者であります。また, 監査役 4 名中 2 名は当社関係者であり, そのうち 1 名は当社の常勤監査役であります。
	取 引 関 係	当社は対象者に対して配電設備新增設, 修繕工事及び電力施設関連工事を発注しており, 対象者の売上高の約 40%を占めています。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の持分法適用関連会社であります。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 2 月 1 日（木曜日）から平成 19 年 3 月 1 日（木曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法（以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年3月15日（木曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき金 650 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格である1株当たり650円は、フィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社が算定した株式価値評価書（以下「株式価値評価書」といいます。）を参考に決定しました。同社は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行っており、株式価値評価書によりますと、市場株価平均法では458円から497円、類似会社比較法では517円から658円、DCF法では581円から693円のレンジが対象者の株式価値の評価結果として示されておりました。当社は、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株式価値評価書の評価結果を勘案し、検討を進めました。更に、本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり650円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成19年1月30日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第1部における終値の単純平均値497円（小数点以下四捨五入）に対して約30.78%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であり、平成19年1月30日の株式会社東京証券取引所市場第1部における終値500円に対して30.00%のプレミアムを加えた価格であります。

② 算定の経緯

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券株式会社より対象者の株式価値に関する株式価値評価書を平成19年1月26日付けで取得しております。同社は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行っており、株式価値評価書によりますと、市場株価平均法では458円から497円、類似会社比較法では517円から658円、DCF法では581円から693円のレンジが対象者の株式価値の評価結果として示されておりました。当社は、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株式価値評価書の評価結果を勘案し、検討を進めました。更に、本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成19年1月31日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける買付価格を1株当たり650円と決定いたしました。対象者は、平成19年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。な

お、対象者取締役会は、監査法人トーマツより対象者の株式価値に関する株式価値算定報告書を平成19年1月30日に取得しております。

③ 算定機関との関係

関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	普通株式	24,020,000 株
超過予定数		—
合 計		24,020,000 株

(注1) 応募株券等の総数が、買付予定数(24,020,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が、買付予定数(24,020,000株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付に係る受渡しその他決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります。(株券が公開買付代理人(後記(11)公開買付代理人において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に 係る議決権の数	24,310 個 (買付け等前における株券等所有割合 25.81%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	24,020 個 (買付け等後における株券等所有割合 51.31%)
対象者の総株主の議決権の数	92,729 個

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 本公開買付けにおいては特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。), 「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等(2,613,925 株)に係る議決権の数(143 個)は分子に加算されておられません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成18年12月20日に提出した第89期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載したもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式(1,466,954株)に係る議決権の数(1,466 個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を94,195 個として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 15,613 百万円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成19年3月8日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成19年3月23日(金曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が、買付予定数(24,020,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(24,020,000株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他決済を行います(各応募株券の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券の数を上限とします。)

あん分比例方式による計算の結果生じる1単元(1,000株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付

を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例方式の方法による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞及び中日新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項各号に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞及び中日新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞及び中日新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困

難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年2月1日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付については、対象者の取締役会より賛同を得ております。

当社、対象者及びシーテックは、対象者とシーテックの間で、会社分割による事業再編を行うことについて基本的に合意し、平成19年1月31日に、当社を立会人として事業再編に関する覚書を締結いたしました。当該覚書の主な事項は、以下のとおりです。

- ① 対象者の変電・送電・工務地中線に関する事業に関して有する権利義務を、吸収分割により、シーテックに承継させる。
- ② シーテックの配電地中線に関する事業に関して有する権利義務を、吸収分割により、対象者に承継させる。
- ③ 平成19年5月31日を目途として、事業再編に関する具体的な内容及び条件(事業再編によって承継する権利義務に関する事項の詳細等を含む。)を定める吸収分割契約を締結するよう誠実に協議を行う。会社分割効力発生日は、平成19年10月1日を目途とする。

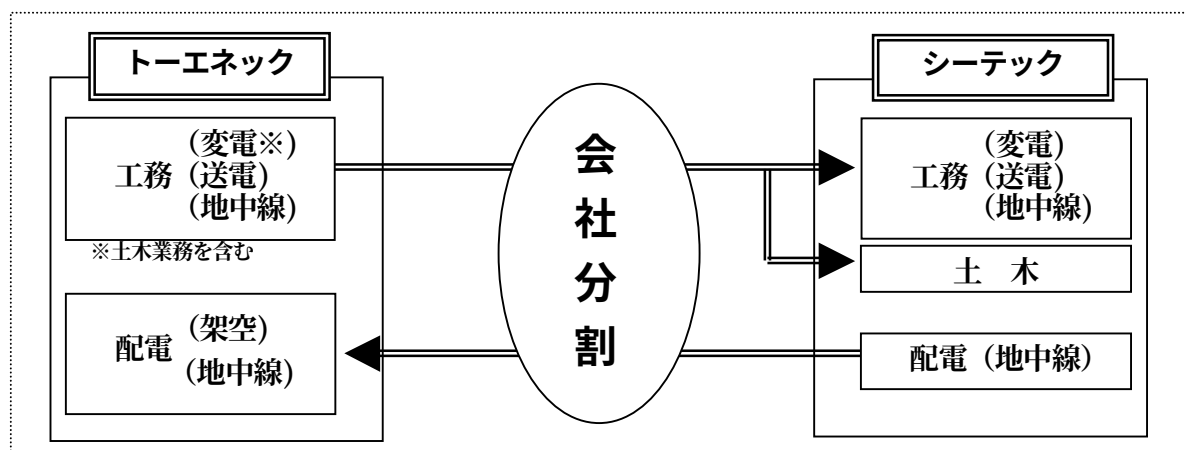
(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

[参考] 会社分割の概要

(1) 内容

- ① トーエネックの変電・送電・工務地中線に関する事業に関して有する権利義務を吸収分割によりシーテックに承継させる。
- ② シーテックの配電地中線に関する事業に関して有する権利義務を吸収分割により、トーエネックに承継させる。



(2) 会社分割の日程

平成 19 年 10 月 1 日を予定しております。

なお、本公開買付けの結果に係わらず、当該再編は実施予定です。

(3) 業績に与える影響

トーエネック、シーテックがそれぞれ移管する事業は、当社事業に対して小さい規模であることから、当該分割による連結業績に与える影響は軽微であります。

【会社分割の当事会社の概要】

①商号	トーエネック (分割会社・承継会社)	シーテック (分割会社・承継会社)
②事業内容	電気設備工事、空調・衛生・水道・消防施設工事、その他これらに関連する事業	発電・送電・変電設備の建設・点検・保守工事、情報通信工事、土木建築工事、これらに関連する事業
③設立年月日	昭和 19 年 10 月 1 日	昭和 37 年 3 月 1 日
④代表者	代表取締役社長 野田 泰弘	代表取締役社長 清水 眞男
⑤資本金	7,680,785,924 円	720,000,000 円
⑥従業員数	5,413 名 (連結)	1,607 名 (単体)

【最近 3 年間の業績】

	トーエネック (連結)			シーテック (単体)		
決算期	16 年 3 月期	17 年 3 月期	18 年 3 月期	16 年 3 月期	17 年 3 月期	18 年 3 月期
売上高 (百万円)	171,178	180,107	180,660	56,263	56,635	54,635
営業利益 (百万円)	3,138	4,442	3,630	4,348	3,700	3,152
経常利益 (百万円)	3,173	4,648	4,060	4,625	3,887	3,280
当期純利益 (百万円)	1,388	3,509	1,565	2,642	2,060	1,918
1 株当たり当期純利益 (円)	14.07	36.31	16.26	179,533	137,634	127,867
1 株当たり配当金 (円)	10	11	10	5,000	5,000	5,000
1 株当たり純資産 (円)	609.87	651.26	679.41	3,202,537	3,345,051	3,447,802

以 上